

---

[優秀賞]

## もう1つの実況見分

白 諾貝 札幌弁護士会・61期

### 事件の発生

被害者が警察に伝えたのは、おそらく以下のような内容だったのではないかと思う。

「18時50分頃、ひき逃げに遭いました」。

「私がバイクで2車線の道路の右側を走っていると、左車線にいたタクシーが急にUターンを始めたのです」。

「急ブレーキをかけたのですが、止まりきれず、Uターン中のタクシーにぶつかり、転倒しました」。

「左足を地面にぶつけ、痛くて立ち上がれませんでした。地面に座ったままUターンしたタクシーのほうを見ると、タクシーは反対車線に停まっていた、運転手らしき人が車から降りていて、こっちを見ていました」。

「私は、運転手の人が道路を渡って来て、私の様子を見に来るのかなと待っていたのですが、なんと、運転手は再びタクシーに乗り込んで、走り去っていったのです」。

このような被害申告をもとに、タクシー会社から無線で事故現場に呼び戻されたタクシードライバーのSさんは、業務上過失致傷、救護義務違反の被疑事実で緊急逮捕された。

## 初回接見

「ひき逃げはやっていません！ 信じてください！」

アクリル板の向こうのSさんは、挨拶もそこそこに私にこう訴えたのだ。私がSさんと接見したのは事故の翌日のことで、ゴールデンウィークの初日だった。

話を聞いてみると、タクシー被害者と接触した事実が存在したのは間違いのないことである。タクシーの塗料が被害者のバイクに付着していたことと、タクシーの車体の傷の高さと被害者のバイクの突起物の高さ一致していたことは、実況見分でSさんも確認したからだ。

しかし、Sさんはこう私に説明した。

「事故現場でUターンをしようとしたとき、右サイドミラーを見たけれど、バイクを発見できなかった」。

「ちょうど中央分離帯が途切れた箇所があって、その縁石に車体をこすりつけたと勘違いしたんだ。それがまさかバイクに乗っていた被害者と接触していたなんてまったく思っていない」。

「だから、Uターン後にタクシーの車体を確認して、中央分離帯の縁石を遠目に探したけれども、それはあくまでも自分がこすった障害物はどこかを確認しただけのことで、まさか被害者が中央分離帯の向こう側の路上に倒れていたとは夢にも思っていないし、まったく気づかなかったんだ」。

「すでに日が暮れ、暗かったですし」。

Sさんの話を聞いて、私は、すべてを信じていいかどうかはわからなかった。なんか都合がいい話だと思ったのが正直なところである。ただ、警察に信じてもらえず、ウソをつくたと怒られているSさんに、これ以上「本当か？」と確認するのも酷だと思い、事故現場とSさんの勤め先等を聞いて、初回の接見を終えた。

## 初日の行動

帰り道、私は思った。

「今回は、要はひき逃げの故意があるかどうかという問題だ。本人の認識について、資料なしで裸の議論をしても埒があかない。何か客観的な資料はないものか……」。

「タクシー会社は、自己の社員がひき逃げの事実で逮捕されていることについてどう思っているのだろうか。普通だったらおもしろくないだろう。本人も認めていないわけだから、できれば誤解であってほしいはずだ。そうだ、まずはタクシー会社に協力を要請してみよう。何か手がかりがあるかもしれない」。

「やはり、次は現場だよな。Sさんが言う中央分離帯の縁石ってどんなものだろうか。車体の傷の場所と縁石位置に齟齬はないものだろうか。見てみないことには始まらないので、事故現場を自分の目で見てみよう」。

接見後、私はすぐにタクシー会社に電話をした。担当者は、最初は私とどう付き合えばいいのかわからなかったようで、警戒して多くを語ろうとしなかった。それでは困る。私は、利害の一致を説いて、担当者を味方につけることに成功した。担当者の口から、被害者がAさんであるということと、その住所と電話番号を聞き出せた。タクシー会社は、保険関係の処理のためにそれらの情報を持っていたからだ。そしてAさんはどうやら全治1週間の打撲らしい。軽いケガであることを知って、少し気持ちが楽になった。検察に聞いてもなかなか教えてもらえない情報をいとも簡単に入手できたことに気分をよくした私は、調子に乗って、さらに担当者とコミュニケーションを深めた。

そうしたところ、新たな事実として、タクシーにドライブレコーダーが搭載されていて、事故時もきちんと作動しており、その画像が残っていることが判明し

た。事故時の画像があるのならば、当然これを見るべきであろう。見せてくださいとお願いしたところ、快諾を得た。そこで、日を改めてタクシー会社を訪問することを約束し、電話を切った。

## 弁護人による実況見分

翌日、私は事故現場を訪れた。片道2車線のそれなりに交通量の多い場所である。Sさんが言う中央分離帯らしきものを発見し、それが途切れている箇所Uターンできることを確認した。

私は車の流れが途切れたところを見計らって、中央分離帯まで走った。横断歩道のないところで道路を渡ったことがないとは言わないが、片道2車線の道路を渡るのとはなかなかスリルあるものである。中央分離帯のところで、縁石の高さとタクシーの傷の高さが矛盾しないことがわかったので、その裏づけをとるため、メジャーを持って、写真撮影を行った。まるで警察の実況見分をやっている気分だった。道行く人の視線をだいぶ集めたものである。

そして、その縁石に、車がこすりつけたであろう傷が多くあることを発見し、その状況もきちんと写真に収めた。今回は、Sさんはこの縁石にこすりつけたわけではないのだろうけど、一般的にこすってもおかしくない状況にあることは確かなようだ。

さらに、その場所でUターンをして、縁石にこすりつけそうになっている車の写真でもあれば、さらにSさんの弁明に信憑性が増してくると思い、歩道に戻り、週刊誌のカメラマンのごとく張り込み、その瞬間を待った。5分も必要なかった。撮影協力をしてくれたかのように、きわどいUターンをする車が現れ、私はこれをばっちりカメラに収めた。

そして、事故と同じ時間帯になるまで現場で待機し、明るさを確認し、目視状況がよくないことをカメラに収めようとした。しかし残念なことに、出来過ぎた私のデジカメは自動で補正を行ってしまい、なかなかの出来映えの写真になってしまった。明らかに目の前の状況と異なる。現場写真というのは、なんとでも小細工できるものだとことを知った。

弁護人なりの実況見分を終えた帰り道、私はSさんの弁明は信じられるという結論に至った。

## タクシー会社での収穫

連休が明けて、タクシー会社で担当者の解説を交えて事故時の画像を見せてもらうことができた。発見が3つあった。

まず、タクシーのサイドミラーにバイクのライトと思われる光があったのだが、これが右サイドミラーに現れては消え、そして、左サイドミラーに現れては消えていたのだ。ドライバーとしても稼働しているタクシー会社の担当者によれば、バイクは、左右のどちらからタクシーを追い抜こうか迷っていたのではないかということだ。そうだとすると、右サイドミラーを確認したけれどバイクがなかった、というSさんの弁明に信憑性が出てきたことにある。

次に、バイクと接触したと思われる瞬間、画像にも揺れがあったのだが、これがちょうどUターンをしている最中で、中央分離帯にさしかかっている場面であることが確認できたのだ。これならば、Sさんが中央分離帯の縁石にこすりつけてしまったと誤解してもおかしくないだろう。

さらに、ドライブ・レコーダーの画像によれば、SさんはUターン後に直ちに停車し、運転席を降りて自車の側面を確認するなどの作業を約40秒間にわたって行っていることが判明した。バイクと接触したと気づいて逃げるような人が、その場で停車して40秒間も留まるものだろうか。これもこちらに有利な事実ではないだろうか。

加えて、担当者から、タクシーにはGPSが搭載されていて、いつ、どの車が、どこにいるのかという事実を会社が把握していることを教えてもらった。そして、研修等を通じて各ドライバーはそのことを熟知しているはずであるし、今回もシステムを利用して、事故時に現場近くにあったのはSさんであることを割り出したという事実を聞いた。だとすれば、Sさんは、自分がいつ、どこにいるかを隠せないことを知っていることになるし、ひき逃げをしたくても逃げ切れないことは明々白々だったということになる。これはひき逃げをする動機がないというひとつの理由になると思った。

ドライブ・レコーダーの画像をビデオカメラに収めさせてもらい、担当者に厚くお礼を述べて、私はタクシー会社を後にした。実に多い収穫であった。

## 証拠に基づく整理

一連の証拠収集の結果を踏まえ、私は、Sさんの弁明には理由があり、ひき逃げの疑いは「誤解」であることを検察官にわかってもらうための整理を行った。

① Uターンをしようとしたとき右サイドミラーを見たけれど、バイクを発見できなかったのも、まさかバイクと接触したとは思っていなかったこと。  
→ドライブ・レコーダーの画像により、Uターン直前の右サイドミラーにバイクの灯火が見当たらない。

② ちょうど中央分離帯に縁石があって、そこに車体をこすりつけたと思ったこと。  
→弁護人が作成した写真撮影報告書により、中央分離帯の縁石が車体の傷の高さとほぼ一致し、また縁石に傷が多々あり、Uターンした車がこすりつけることは珍しいことではない。

③ Uターン後に縁石と接触したと勘違いし、自車の車体を確認し、直ちに現場を立ち去らなかつたこと(ひき逃げ犯であれば、そのような行動をとらないであろう)。  
→ドライブ・レコーダーの画像により、Sさんは、約40秒間にわたって現場に残っていた事実。

④ GPS機能により、逃げるといふ動機を持つことが不合理であること。  
→タクシー会社での聞き取りにより、各ドライバーは研修等でGPSが各車両につけられていることを確実に知っているという事実。

以上のようなポイントについてきちんと謙虚に見てもらえれば、Sさんの行為はひき逃げではないということを引きつとわかってもらえるであろうと思ひ。満を持して検察官に説明をするために電話をした。

しかし、検察官からは拍子抜けすることを言われ、私が作成した資料は見てもくれなかつた。

「先生のおっしゃることには一理あるかもしれませんが、被害者が間違いなくひき逃げされたと言っているんですよー」。

おい、だからそれがなんだというんだ。被害者の認識が誤解なんだと言っているのに、その言いなりはないだろ。

## 試練

検察官にいろいろ文句を言ってみたが、要は検察官も被害者に「これは誤解だ」と説明するのが難しいのだろう、と私は理解することにした。だったら自分が被害者に説明してやろう。

タクシー会社から被害者の情報を聞いているので、連絡先は知っている。ただ、それまではあえてアプローチをしてこなかつた。というのも、私自身、バイクに乗っていて自動車と接触して転倒したことがあり、そのときは自動車の運転手がすぐにケガの手当をしてくれたのだが、仮にその際その運転手がその場を立ち去って、後日「これはひき逃げではない。誤解です」といって出てきた場合、私はおそらく信じる気にはなれないであろうと思つたからである。しかし、Sさんの件に関しては、もう自分から動くしなかつた。

怒鳴られることを覚悟して、私は被害者の方に連絡をした。もちろん、こちらの弁明をすぐには信じてもらえないであろうから、詳しいことはあえて説明せず、時間をいただいて、直接ドライブ・レコーダーの画像や私の写真撮影報告書に目を通してもらう約束だけをとりつけた。会ってなんぼ、まるで根性だけで頑張るどこかの営業マンである。

後日、被害者の方は、私の作成した資料に目を通し、私の説明を聞いて、静かに、そしてとてつもなく重い言葉で私にこう言った。

「弁護士さんは、私がこれでSさんを許せるとでも思っているのですか」。

厳しい反応があることはわかつてはいたが、実際に面と向かってそう言われるとつらいものがある。

私は、「ご納得いただけないところがありましたら、ご質問がありましたら、何でも言ってください。可能な限り調べて、説明します。ただ、わかっていたきたいのは、Sさんは無実を訴えているのです。無実である可能性もあるのです。仮にその可能性が1%未満であったとしても、私は、Aさんにわかってもらうために説明する義務があるのです。そしてなによりも、私は、自分の調査結果を見て、SさんはAさんの存在に気づいていなかったと確信しています。今回のひき逃げだとされる部分は誤解であることを、理解していただきたいのです」と答えるのが精一杯であった。Aさんを納得させるだけの資料がこれ以上出てく

るはずもなかったのだが、とりあえず意気込みだけは伝えた。

Aさんは、「少し考えさせてください」とだけ答え、その日は帰った。

## 転機、そして……

数日後、何か心境の変化はないものだろうかという思いで、私はAさんにもう一度電話をした。淡い期待ではあった。しかし、自分からアプローチをしないことには前進はない。

ところが、Aさんは迷っていた。苦しんでいた。ひき逃げに遭ったという怒りと、他人に無実の罪を負わせているかもしれないという不安が闘っていたようだ。

Aさんのその悩みを作ったのは、私である。弁護人として当然のことをやったにすぎないのではあるが、Aさんに申し訳ないなという気持ちも湧いてきた。とりあえずAさんともう一度よくお話をする必要があると思ひ、会うことにした。

Aさんは、私が準備した資料を見たことにより、「ひょっとしたらSさんは本当に気づいていなかったかもしれない」ということを考えるようになったと、素直に打ち明けてくれた。でも、完全に信じ切ることができるかどうか自信がないということでもあった。なんとなくではあったが、もうこれ以上Aさんを説得しないほうがいいと思ひ、「Aさんの気持ちが一番楽な選択をしていただいて構わない。その判断を誰も責めることはできない」という旨のことを伝え、その日は帰ってもらうことにした。

そして翌日、Aさんから連絡があり、Sさんの件に関し、嘆願書を書いていただけるという返事をいただいた。その嘆願書の要旨は以下のとおりである。Aさんの気持ちをそのまま表した文章ではないかと思う。

「事故直後、私はS氏に対し、強い憤りを感じた。ひき逃げ犯は放置されるべきではなく、S氏は厳しく罰せられるべきだと考えていた。

ところが、S氏は私と接触したことに気づいておらず、自分の行為によって怪我した人が倒れていることを認識して現場を立ち去ったわけではないということを知り、自分から聞いた。

私は、当初その言い訳をとて信じられないと思つた。しかし、S氏が私のことを気づかなかつた可能性

があることを排除できないことも分かった。仮にそうであるとする、S氏はいわれのないひき逃げの重罪を背負わされることになる。それはあまりにも不憫だ。

そこで、S氏が、結果として私にひき逃げだと思われても仕方ないようなことをしたと素直に認め、謝罪と反省をしていることを踏まえ、今回は、S氏は転倒した私のことを認識していたにもかかわらず、現場を立ち去ったわけではないということを知ることにする。

よって、S氏に対し、ひき逃げについては処罰しないでいただきたい。

この嘆願書の威力は十分だった。嘆願書を提出したその日のうちに、検察官から「今回はSさんの言うことを信じるので、ひき逃げでは処分しない。明日、業務上過失致傷罪の部分だけで略式請求するので、その準備をしてください」という連絡を受けた。

Sさんにそのことを伝えに行くと、泣いて喜んでくれた。そして、アクリル板の向こうで、深々と頭を下げ、私に礼を述べた。照れくさいものである。

## 振り返って

今回は、早い段階から自分で積極的に証拠収集を行い、被害者を説得できたことが大きかった。事実がそうである以上、当然の結果を得ただけなのだが、起訴されてしまったらなかなかやっかいなことになっていたのではなからうか。

Sさんは、「素直に認めればすぐに保釈する事案なのに、そんな意地を張っているからいつまでも出られないんだ」というニュアンスの言葉を警察から終始聞かされていたようだ。確かに、Sさんが認めていたならば身柄拘束期間は短く終わっていたのかもしれない。そして、もし起訴されてしまったら、身柄拘束はもっと続いていたのかもしれない。接見のとき、Sさんから「認めたほうがいいんでしょうか」という質問をいく度なく聞かれたものである。私が確信を持ってどう答えたかについては説明するまでもないが、その間、私もSさんとともに不安と闘っていた。正直しんどかった。

結果として、無実の罪を1つ未然に防ぐことができたのは、本当によかつたと思う。

(はく・だくかい)